

宇都宮市における要支援児童への対応の在り方について

～NPO 団体での実践を通して～

宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科
2023 年度 卒業論文

学籍番号
論文執筆者

目次

はじめに 格差社会における子どもの貧困を取り上げるにあたって	4
第1章 子どもの貧困について	
第1節 子どもの相対的貧困とは	6
第2節 子どもの貧困の現状に関する分析	
(1) 厚生労働統計による相対的貧困率	6
(2) 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）による分析	6
(3) 文部科学省国立教育政策研究所による分析	8
(4) 子どもの頃の体験活動が成長に及ぼす影響に関する分析	
① 令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告	9
② 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」	9
③ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 子どもの「体験格差」実態調査	10
第2章 学習支援の先進事例の紹介	12
第3章 子どもの生活・学習支援事業に関する概要	13
第4章 宇都宮市における事業の展開状況	
第1節 親と子どもの居場所事業について	15
第2節 宇都宮市におけるその他の児童育成事業について	15
第3節 宇都宮市における要支援児童健全育成事業の事業評価の状況	16
第5章 要保護児童対策地域協議会について	21
第6章 認定NPO法人青少年を支える会「月の家」での実践を通して	
第1節 認定NPO法人青少年を支える会 子どもの居場所「月の家」について	23
第2節 筆者が現場での経験を通じて感じたこと	
(1) 子どもの居場所「月の家」の意義	23
(2) 子どもの居場所「月の家」の課題	24
第3節 月の家職員へのインタビューを通して	
(1) 月の家職員へのインタビュー調査の結果	25
(2) 子どもの居場所「月の家」の意義—インタビュー調査を通して—	30

(3) 子どもの居場所「月の家」の課題—インタビュー調査を通じて—30
(4) 課題解決に向けた提案32
おわりに 今後の要支援児童と家庭への対応について考えたこと33
参考資料34
謝辞35

はじめに 格差社会における子どもの貧困を取り上げるにあたって

近年、子どもの貧困が注目されている。日本社会において格差が広がっている中で、子どもたち、とくに低所得世帯の子どもたちの権利が脅かされているという状況に目を向けなければならない。日本には、生まれ育った環境によって、栄養バランスの優れた食事を摂ることが出来なかつたり、教育の機会が限られてしまつたりする子どもたちがいる。子どもたち自身の力をもって変更することのできない、生まれた家庭の状況や親の養育者としての資質という要因に子どもたちの将来が大きく左右されてしまっている。厚生労働省が公表している 2022（令和 4）年国民生活基礎調査の概況¹によると、2021 年の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分である貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4%（対 2018 年△2.5 ポイント）で、17 歳以下の子どもの貧困率は 11.5%（対 2018 年△2.5 ポイント）であった（△は減少。以下同）。子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向で、大人 1 人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している。また、OECD のデータを元に世界と比較すると、日本の子どもの貧困率は 44 か国中 20 番目に高く²、ひとり親世帯の貧困率では、ブラジルに次いで 2 番目に高いという結果が出ている。このことから、日本は世界的に見ても貧困率が高くなっているといえる。生まれた環境に関わらず、子どもが健やかに育つためには、制度的な支援が必要不可欠であると考えられる。そのような事態を受けて、地域においては、「子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）」が展開されている。これは、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に児童館や民家等において悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援、食事の提供等を行うことにより、子どもの生活の向上を図ることを目的として 2016 年から実施されている事業である。

本論文では、宇都宮市における要支援児童への対応の在り方について論じる。宇都宮市の要支援児童健全育成事業の委託先である認定 NPO 法人青少年の自立を支える会において、筆者が 2022 年 5 月から 2023 年 12 月現在まで、ボランティアとアルバイトとして子どもの生活・学習支援に携わった経験と、本事業従事者へのインタビューをもとに現状を調査した。

ここで、本論文で主な対象とする要支援児童について、要保護児童との違いを明らかにしながら説明しておきたい。要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であつて、要保護児童に当たらない児童のことをいう。具体的には、育児に関する自信のなさ、過度な負担感などの育児不安を有する親の元で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なために不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。対して、要保護児童とは、保護者のない又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のことをいう。具体的に

¹ 厚生労働省「2022（令和 4）年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況」（2023 年 10 月）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>

² OECD Family Database, CO2.2 Child poverty（2023 年 12 月）

https://www.oecd.org/els/soc/CO_2_2_Child_Poverty.pdf

は、保護者の家出、死亡、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。本論文で主に取り上げるのは要支援児童であるが、要支援児童健全育成事業の利用者の子どものなかには、それまでに要保護児童であった経験がある子どもも含まれる。

第1章では、子どもの貧困の定義を確認したうえで、現在の日本社会における子どもの貧困の現状についてさまざまな指標と先行研究をもとにまとめた。とくに、家庭の経済状況や養育環境と子どもの学力の関係、子ども時代の体験活動がその後の成長に与える影響等について詳しく記述した。

第2章では、本論文で主に取り上げる要支援児童健全育成事業においても実施されている学習支援の先行事例について取り上げた。子どもの学習・生活支援事業を実施していない自治体がある理由に挙げるのが「委託先を確保するのが難しい」「活動資金を確保するのが難しい」というものであった。そのことから、学習支援としての機能を民間の学習塾や習い事教室と連携して補完するという可能性について記述した。

第3章では、厚生労働省が行う子どもの生活・学習支援事業の概要についてまとめた。利用者である生活困窮世帯の子どもを取り巻く状況から課題を明らかにし、その課題に対応するために取り組まれている内容についてまとめた。

第4章では、宇都宮市における子ども支援の事業の展開状況を全体的に明らかにした。また、本論文において主として取り上げる要支援児童健全育成事業の概要と最近4年間分の事業評価から、本事業が辿ってきた変遷と今後の流れとして予想できることについて考察した。

第5章では、要保護児童対策地域協議会の概要について記述した。先述した通り、本論文では要支援児童健全育成事業を主な対象としている。しかし、本事業の利用者のなかには要保護状態にある、あるいはかつて要保護状態であった子どもも含まれている。そのため、要保護児童への対応を考えていくにあたって重要な役割を担う要保護児童対策地域協議会について詳しい説明を加えた。

第6章では、宇都宮市の要支援児童健全育成事業の委託先である青少年の自立を支える会において、筆者が約2年間にわたって子どもたちや支援する人と関わってきた経験をもとに、事業の意義と課題について考察した。また、職員へのインタビューを実施し、自身との視点の違いを明らかにしながら本事業の意義と課題についてさらに考察を加えた。

第1章 子どもの貧困について

第1節 子どもの相対的貧困とは

日本における子どもの貧困とは、相対的貧困のことを指す。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。このような相対的貧困の状況にある子どもたちは、日常生活での衣食住がままならないような絶対的貧困とは異なるが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、さまざまな面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。この相対的貧困の状況にある子どもは、日本では約7人に1人の割合で存在しているとされている。

第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」概要版³によれば、宇都宮市における相対的な子どもの貧困率（経済的貧困にある家庭の子どもの割合）は11.9%で、国の13.9%と比較して2ポイント低い状況である。経済的貧困家庭の子どもは関係性の貧困になりやすく、経済的貧困でない家庭にも関係性の貧困にある子どもが存在し、また、家庭の経済状況に関わらず関係性の貧困にある子どもは、自己肯定感が低いとされている。

第2節 子どもの貧困の現状に関する分析

(1)厚生労働統計にみる相対的貧困率

厚生労働統計「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」によると、2021（令和3）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2018年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.5%（対2018年△2.5ポイント）となっている。「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、10.6%（対2018年△2.5ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.5%（対2018年△3.8ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では8.6%（対2018年△2.6ポイント）となっている。

(2)全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）による分析

お茶の水大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」⁴では、以下の事実が明らか

³ 宇都宮市公式HP「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン 概要版」
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/shien/1004068.html>（2023年12月）

⁴ 自立生活サポートセンターこんぱす『生活困窮世帯の子どもの学習支援および養育・生活支援事業』（2015年3月）

かにされた。

表1 学力に影響を与える要因分析

- ①学校外教育支出額と学力との関係は強く、学校外支出が多い家庭程子どもの学力も高い。世帯収入が高くなるにつれ学校外教育支出も多くなる傾向がある。負担感と学力との間には明確な関係は見られない。
- ②生活習慣と学力との関係については、「子どもが決まった時間に起きるよう（起こすよう）にしている」「子どもを決まった時間に寝かせるようにしている」「毎日子どもに朝食を食べさせている」家庭の子どもの方が高い学力を示している。
- ③しつけや人間形成に関する保護者の働きかけに関しては、「自分でできることは自分でさせている」「子どものプライバシーを尊重している」「子どものよいところをほめるなどして自信を持たせるようにしている」に該当する家庭の子どもの方が学力が高い。
- ④本や新聞を読むことに関する働きかけは、子どもの学力と非常に強い関係が見られる。
- ⑤「普段子どもの勉強をみている」「計画的に勉強するようにうながしている」「子どもが英語や外国の文化に触れるよう意識している」保護者の子どもほど概ね高学力の傾向が見られる。
- ⑥子どもと一緒に「美術館に行く」「博物館や科学館に行く」「図書館に行く」家庭ほど子どもが高学力である。
- ⑦「テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲームを含む）で遊ぶ時間を限定している」「携帯電話やスマートフォンの使い方についてルールや約束をつくっている」または、それらを「持たせていない」家庭の方が子どもの学力が高い。
- ⑧「子どもから学校での出来事について話を聞いている」「子どもと勉強や成績のことについて話をする」「子どもと将来や進路についての話をする」「子どもと友達のことについて話をする」「子どもと社会の出来事やニュースについて話をする」保護者の子どもほど学力が高い。
- ⑨子どもに高い学力を期待する保護者の子どもほど学力が高い。
- ⑩「子どもが自立できるようにすること」「人の気持ちが分かる人間になること」「自分の意見をはっきり言えるようになること」「将来の夢や目標に向かって努力すること」を重視する保護者の子どもほど学力が高い。
- ⑪「学校の教育目標やその達成に向けた方策を知っている」「学校や学級の教育活動に関する情報提供（学校のホームページ、学校だよりや学級だよりなど）は役に立っている」という保護者の子どもほど学力が高い。
- ⑫「授業参観や運動会などの学校行事へ参加」「ボランティアでの学校の支援」をよくする保護者の子どもほど学力が高い。
- ⑬「地域にはボランティアで学校を支援するなど、地域の子どものための教育に関わってくれる人が多い」と感じている保護者の子供ほど学力が高い。
- ⑭保護者自身の生活や行動は、子どもの学力と深く関係している。保護者自身が「規則正しい生活を心掛けている」「地域や社会で起こっている問題や課題、出来事に関

心がある」「本を読む」「テレビやインターネットで政治経済や社会問題に関するニュースを見る」「新聞の政治経済や社会問題に関する記事を読む」という家庭の子どもは学力が高い。

- ⑮保護者の年齢が 45~49 歳の年齢層の子どもの学力が相対的に高い。
- ⑯父親が常勤職員の子どもの学力が相対的に高い。
- ⑰世帯収入が高いほど子どもの学力が高い。
- ⑱保護者の最終学歴が高いほど子どもの学力が高い。
- ⑲家庭の社会経済背景（SES）が高いほど子どもの学力は高い。

資料：自立生活サポートセンターこんぱす『生活困窮世帯の子どもの学習支援及び養育生活支援事業』より

このように、親や家庭の経済的な状況や、親の子どもとの関わり方などが子どもの学力に大きく影響するということが示された。親が子どもの生活や学校での様子に関心を持っているほど、保護者と子どもの関わり合いの度合いが多くなっている。また、この調査結果からは、親の学歴や経済力等の要因だけでなく、保護者と子どもの間におけるコミュニケーションの頻度や生活習慣に関するしつけ等、直接的には経済力を必要としない要因が子どもの学力に大きく影響しているということがわかった。

(3)文部科学省国立教育政策研究所による分析

文部科学省国立教育政策研究所が発表した、「平成 28（2016）年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント⁵」によると、世帯の所得と子どもの学力には明確な関連があることが以下のように示されている。

まず、就学援助受給世帯において学力に課題のある子どもが多い傾向がある。2007（平成 19）年～2010（平成 22）年全国学力・学習状況調査の結果報告では、就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校の方が平均正答率低い傾向があることが指摘されている。また、学力テストの結果のみならず、学力に関わる複数の側面「自らが設定する課題や教員から設定される課題を理解して授業に取り組む」、「授業において、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して、発言や発表を行う」、「熱意を持って勉強している」、「授業中の私語が少なく、落ち着いている」のいずれにおいても、就学援助率が低い学校の方が、学力が高い傾向が認められている。このように、世帯の所得が子どもの学力そのもののみならず、学習に対する態度にまでも影響を及ぼしているということがわかる。

しかし、家庭の社会経済的背景が低いからと言ってすべての子どもの学力が低いわけではない。不利な家庭状況にも関わらず高い学力を備えた特徴として、「家で計画を立てて勉強をしている」「読書や読み聞かせを行っている」「子どもと勉強や成績のことについて話をする」「家で学校の宿題をしている」ことなどが挙げられたと、この資料は明らかにしている。思うに、不利な家庭状況にも関わらず高い学力を備えた

⁵ 平成 28 年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント | 平成 28 年 9 月文部科学省国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/16highlights.pdf> (2023 年 12 月)

要因として挙げられたこれらの項目は、本稿で取り上げる事業のうちの学習支援分野において期待される役割に類似するものがあると考えられる。事業のなかで、これらの役割をしっかりと果たせるような取り組みを行うことができれば、不利な家庭状況にある子どもたちに学習面において良い影響を及ぼすことができるのではないだろうか。

(4)子どもの頃の体験活動が成長に及ぼす影響に関する分析

①令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告

令和2年度「青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～⁶」において、同一の保護者・子どもに対して年に1回の頻度で18年間実施された「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」の調査データを用いて時系列的観点から子どもの頃の体験とその後の意識等の関係を検証し、子どもの頃の体験がその後の成長に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした分析が行われた。この報告における研究結果から言えることは以下の通りである。

第一に、小学生の頃に体験活動（自然活動、社会体験、文化的体験）やお手伝いを多くしていた子どもは、その後、高校生のときに自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足しているなど）や外向性（自分のことを活発だと思ふ）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向きなど）といった項目の点数が高くなる傾向が見られた。

第二に、小学生の頃に異年齢（年上・年下）の人と良く遊んだり、自然の場所や空き地・路地などでよく遊んだりした経験のある高校生も上記と同様の傾向が見られた。

第三に、経験した内容（体験活動や読書、遊び、お手伝い）によって影響が見られる意識や時期が異なることから、一つの経験だけでなく、多様な経験をすることが必要であるということも見えてきた。

そして第四に、小学校のときに体験活動などをよくしていると、家庭の環境に関わらず、高校生ときに自尊感情や外向性、精神的な回復力といった項目の点数が高くなる傾向が見られた。

②独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの活動体験の実態に関する調査研究」

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」⁷では、「自然活動」や「友達との遊び」など子どもの頃の体験が豊富な大人ほどやる気や生きがいを持っている人が多く、学歴が高い・収入が多い・結婚している・子どもの数が多いという割合が高い。さらに子どもの頃の体験が豊富であればあ

⁶ 文部科学省 令和3年度報道発表「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00738.html（2023年12月）

⁷ 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
（2023年12月）

るほど「意欲・関心」「規範意識」「人間関係能力」が高いことも報告されている。この結果から、子どもの頃の体験が豊富であるかそうでないかによって、社会に出てからの日常に大きく影響していることがわかる。将来社会に出てさまざまな人間関係のなかで生活していくことを考えても、子どもの頃の体験は非常に重要なものであるといえる。今の若い世代の体験について見てみると、「幼少期の家族旅行」の体験は増えてきている反面、子どもの頃の「自然体験」や「友達と遊ぶ体験」は減少してきている。

体験活動は子どもの成長にとって重要な役目を果たすということが感覚的な認識にとどまらず、確かな分析により裏付けられたなか、厳しい経済状況や、複雑な家庭・社会環境に置かれる子どもたちは自然や文化に触れたり、友人や大人と交流したりする機会に乏しいということが指摘されている。体験格差は経済状況だけでなく、一人親家庭で仕事に追われ、子どもと積極的に関わる時間的・精神的余裕を持つことができないという状況や、一度不登校等になるとその後の学校生活で得られるはずだった体験を得ることができず、さらに孤立を深めてしまい悪循環に陥るなどの状況がある。

③公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 子どもの「体験格差」実態調査

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンは2022年12月15日に子どもの「体験格差」実態調査中間報告書⁸を発行した。この調査は小学生の子どもを持つ保護者2,097人に対してアンケート調査を行った結果をまとめたものである。この調査では、以下3つのことが特に明らかにされている。

一点目は、経済的に厳しい家庭の子どもの約3人に1人が学校外の体験活動が何もないということである。世帯年収300万円未満の家庭の子どもの約3人に1人が、1年を通じて、スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験など学校外の体験活動を何もしていないということがわかった。また、世帯年収300万円未満の家庭の子どもにおける学校外の体験がない割合は、世帯年収600万円以上の世帯と比較して2.6倍高いということもわかっている。子どもがやりたい体験をさせてあげられなかった理由としては、経済的理由の他にも、「保護者の時間的余裕がない(51%)」、「近くに参加できる活動がない(26%)」、「精神的・体力的余裕がない(20%)」などの回答があり、多様な背景があることが伺える。

二点目に指摘されているのが、物価高騰により、特に経済的困難を抱える過程で子どもの体験機会が減少しているということである。世帯年収300万円未満の家庭の約2人に1人が、物価高騰の影響で子どもの学校外の体験機会が減少した又は今後減少する可能性がある」と答えた。世帯年収300万円未満の家庭の内、物価高騰の影響で子どもの体験機会が減少したと回答した割合は、世帯年収600万円以上の家庭の2倍であった。また、物価高騰の影響は子どもの体験機会だけでなく、学習機会の減少にも

⁸ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 「子どもの「体験格差」実態調査中間報告書～全国の小学生保護者2,097人へのアンケート調査（速報値）～」
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
(2022年12月)

つながっており、世帯年収 300 万円未満の家庭の物価高騰による「体験機会への影響」と「学習機会への影響」を比較すると、「体験機会への影響」の方が減少幅が大きいということがわかっている。

三点目が、現在の経済状況が厳しい家庭ほど自身が小学生だった頃の体験機会が少ないということである。とくに、保護者が小学生のときに定期的なスポーツ・文化芸術系の習い事やクラブ活動をしていなかった割合を世帯年収別に比較すると、世帯年収 300 万円未満のグループは 39.8%であったのに対し、世帯年収 600 万円以上のグループは 23.2%であり、約 16 ポイントもの差が見られた。

第2章 学習支援の先進事例の紹介

学習支援の先進事例として、公益財団法人の「チャンス・フォー・チルドレン」⁹が行う取組みについて紹介する。この団体は、経済的な困難を抱える子どもたちに対して、学習塾や習い事、体験活動等でのみ利用できるスタディクーポンを提供している。個人や企業がチャンス・フォー・チルドレンに寄付を行い、その寄付をもってクーポンを発行し、それを受け取った子どもたちが塾や習い事などの支払いに利用するという仕組みである。

この事業ならではの特徴は3点ある。一つ目は、使い道が教育に限定されているという点である。現金の給付であれば家庭の事情によっては子どもへの教育以外のことに使われるということも考えられるが、スタディクーポンの用途は教育に限定されているため、確実に子どもたちに教育機会を提供することができる。二つ目は、子どもが自由に習い事を選択できるという点である。クーポンの利用先は塾や家庭教師などの教科学習、スポーツ教室、ピアノ教室などの文化活動、キャンプや野外活動などの体験活動、習字やそろばんなどの習い事など、130以上の教育企業者で利用することができる。子どもは幅広い教育活動の中から自分の通いたい学習塾や習い事などを選択できるようになっている。三つ目は、大学生ボランティアによるサポートである。大学生ボランティアが継続的に子どもたちの見守りを行っており、月に1度、電話や面談を通して学習や進路の相談にのる。クーポンの利用に関するアドバイスも行い、クーポンの有効利用を促進している。

スタディクーポン事業は自治体の子ども貧困対策や子育て支援政策としても広がっている。2020年10月時点で、大阪府大阪市、千葉県南房総市、同千葉市、佐賀県上峰町、東京都渋谷区、沖縄県那覇市の6自治体でスタディクーポンでの学校外教育支援事業が導入されている。

株式会社日本能率協会総合研究所が2020（令和2）年に発表した報告書¹⁰によると、子どもの学習・生活支援事業を実施していない理由を聞いたアンケートにおいて、「委託先を確保するのが難しい」との回答が43.9%と最も高く、次いで「実施するための財源の確保が難しい」との回答が37.5%という結果であった。チャンス・フォー・チルドレンによるスタディクーポン事業のような、既存の塾や習い事の事業を活用する取組みであれば、新たに委託先を確保する必要がなくなる。学習支援に特化した事業を目指すのであれば、このような形態をとるのは有効であると考えられる。また、学習塾以外のさまざまな分野の企業や団体の協力が得られれば、学習支援以外にもキャンプやスポーツ観戦、音楽鑑賞、自然活動などさまざまな体験活動を子どもたちに経験してもらうことも可能であると考えられる。

⁹公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 私たちの活動内容・実績
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
(2022年9月)

¹⁰株式会社日本能率協会総合研究所「厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援企業費等補助金社会福祉推進事業 子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する調査研究事業報告書」
https://www.jmar.co.jp/asset/pdf/job/public/1lgr1_18_report.pdf (2022年9月)

第3章 子どもの生活・学習支援事業についての概要

厚生労働省は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の子どもたちを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援事業を実施している。これは、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施していて、地域資源の活用や、地域の学習支援ボランティアや教員OBの活用などさまざまな広がりを見せている。生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律¹¹において、学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。支援のイメージとしては、将来の自立に向けた包括的な支援を通して、単に勉強を教えるだけでなく、居場所づくり、日常生活への支援、親への養育支援などによって、子どもの将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うこと。加えて、子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行うこととしている。

利用者である生活困窮世帯の子どもを取り巻く主な課題としては、学習面、生活面、親の素養の3つの側面がある。まず、学習面に関しては、勉強、高校進学、就労等の意義を感じられていないこと、生活面においては、家庭に自分の居場所がなかったり、生活習慣や社会性が身につけていなかったりすること、そして親の素養という面においては、子どもとの関わりが少ないことや、子育てに対する関心の薄さという課題がある。このような課題に対して、総合的に対応するために取り組まれているのが子どもの学習・生活支援事業である。その大きな柱としては3点あり、一つ目は、高校中退防止の取組を含む学習支援である。これは、日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止のための定期面談等による細やかなフォローアップなどである。二つ目は生活習慣・育成環境の改善である。これは、学校や家庭以外の居場所づくり、生活習慣の形成や改善の支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援などのことを指す。三つ目は、教育及び就労（進路選択等）に関する支援である。高校生世代等に対して、進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供や、関係機関との連携による多様な進路の選択に向けた助言などを行う。このように、子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し、貧困の連鎖を防止しようとするのがこの事業である。

令和2（2020）年度の実施自治体は576自治体で、参加者の実人数は56,695人であった。また、子どもの学習支援事業の強化による効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多く59.9%、次いで「日常における挨拶や言葉遣いなどの社会性の育成」が48.4%という結果であった。事業の実施状況としては、「学習支援のみ実施」が25.1%、「学習支援・生活支援ともに実施」が41.4%、

¹¹ 厚生労働省 「生活困窮者自立支援制度等の推進について ①生活困窮者自立支援法について 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000340726.pdf> （2022年9月）

「いずれも実施していない」が 33.4%であった。

第4章 宇都宮市における事業の展開状況

第1節 親と子どもの居場所づくり事業について

宇都宮市においては、親と子育ての負担を和らげるとともに、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育む「居場所」づくりを目指す、親と子どもの居場所づくり事業として、一般社団法人やNPO法人など外部の団体に委託するかたちで行っている¹²。

この事業の目的は、家庭の世帯収入の状況とは関係なく、モノや教育、経験、人とのつながりなどに恵まれていない「関係性の貧困」を未然に防ぐことができるよう、親の子育ての負担を軽減するとともに、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育む「親と子どもの居場所」をモデル事業として開設し、個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供するというところにある。「関係性の貧困」とは、例えば、七夕やクリスマスなど季節の行事などを体験したことがない、学校の宿題を誰にも見てもらえない、身近に尊敬できる大人や相談できる大人がいないといった状態のことである。

事業内容としては、親への支援、家庭学習の支援、生活習慣の支援、体験、経験機会を提供する支援の大きく4点がある。一つ目の親への支援では、子育ての心理的・身体的負担の軽減を図るための親同士や居場所のスタッフとの交流、栄養士等を招いた講座の実施、行政支援の情報提供、食事の提供などが行われている。二つ目の家庭学習の支援では、授業の復習や宿題のサポートなど、家庭学習習慣を身に付けるための指導や助言を行う。三つ目の生活習慣の支援においては、あいさつや手洗い、食事後の片付け、脱いだ靴をそろえるなど、日常生活上の指導や助言を行う。四つ目の体験、経験機会を提供する支援では、季節の行事や誕生会、野外炊飯、野菜収穫など、体験及び経験の提供を行う。

2023（令和5）年時点で、宇都宮市における親と子どもの居場所事業は戸祭地区の「キッズハウス・いろどり」、細谷・上戸祭地区の「子どもの里ふらっとたからぎ」、姿川地区の「キッズハウス・はなび」、陽東地区の「めいめい」、豊郷地区の「オリーブ」の5つの団体によって運営されている。このうち、「キッズハウス・いろどり」と「キッズハウス・はなび」の運営団体は一般社団法人であり、その他「子どもの里ふらっとたからぎ」は企業組合労協センター事務団が、「めいめい」は社会福祉法人YMCAが、「オリーブ」はNPO法人うつのみやオリーブがそれぞれ運営している。利用対象としているのは、5カ所いずれも子どもとその親で、利用料は無料となっている。

第2節 宇都宮市におけるその他の児童育成事業について

宇都宮市においては、親と子どもの居場所事業のみならず、さまざまな事業によっ

¹² 宇都宮市公式 HP 親と子どもの居場所づくり事業
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/shien/1025262.html> （2022年9月）

て、児童生徒の健全育成を実現しようとしている。以下はその概要である。

一つ目は要支援児童健全育成事業である。養育放棄等の状況にある要支援児童に対して、健全な家庭の養育を経験・学習する機会を創出し、基本的な生活習慣等の習得を支援するなど、児童の健全な成長と自立を促すことを目的とした、要支援児童健全育成事業を行っている。また宇都宮市は、このようなこと目的とした事業に係る費用の一部を補助している。交付先は要支援児童健全育成事業を実施する、認定 NPO 法人青少年の自立を支える会と社会福祉法人とちぎ YMCA 福社会等である。

二つ目は放課後児童健全育成事業¹³である。仕事などで昼間保護者が不在になってしまう家庭の児童が、放課後を楽しく安全に過ごせ、集団生活の中で心豊かに健康に育つことを目的にしている。2023（令和 5）年 12 月時点において、宇都宮市内では、市が 67 の小学校区ごとに設置している「子どもの家」と、民間事業者が設置・運営している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」がある。うち、民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業は、有限会社翼が運営する今宮の「学童保育つばさ学舎¹⁴」、社会福祉法人聖会が運営する関堀町の「バンビーニとよさと¹⁵」、社会福祉法人栃の子福社会が運営する桑島町の「瑞穂野学童クラブ¹⁶」、社会福祉法人なかよし会が運営する西川田の「こぼと学童クラブ¹⁷」の 4 つの団体によって運営されている。

第3節 宇都宮市が行う要支援児童健全育成事業の事業評価の状況

宇都宮市では、行政評価を「行政評価（カルテ）の結果」と「事業評価の結果」に分けて、ホームページ上で公表している。行政評価とは、限られた行政資源（財源、人員等）を最大限に有効活用するためには施策や事業の優先化・重点化を厳しく精査する仕組みが必要であるとの理由から、市民に事業の必要性などを判断するのに十分な情報を提供し、市民から得た意見を反映しながら行政運営を行うためにとられる手法のことである。

「行政評価（カルテ）の結果」においては、施策名別に①施策指標、②市民満足度の推移、③主要な厚生事業の進捗状況の 3 点が主に記載されている。

「事業評価の結果」においては、事業別に、①施策名、②事業の目的、③事業内容（対象者・物、誰・何に）（取り組み、何を）、④事業の進捗、⑤年度概算事業費、⑥開始年度、⑦昨年度の成果・課題と今後の取組方針、⑧見直し（予定）などが簡潔に記載さ

¹³ 宇都宮市公式 HP 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/1012031/1006551.html>
(2022 年 9 月)

¹⁴ 有限会社 翼 学童保育 つばさ学舎 <https://www.283kids.com/kaede/>
(2022 年 9 月)

¹⁵ 社会福祉法人 聖会 バンビーニとよさと <https://www.bambinitoyosato.com/>
(2022 年 9 月)

¹⁶ 栃の子福社会 瑞穂野学童クラブ <http://tochinoko.com/gakudou/>
(2022 年 9 月)

¹⁷ 社会福祉法人 なかよし会 こぼと保育園 <https://kobatohoikuenn.jp/>
(2022 年 9 月)

れている。

以下、宇都宮市が行う要支援児童健全育成事業の事業評価の状況を、平成 30 年度実施分から令和 3 年度実施分までの 4 年度分について、宇都宮市公式ウェブサイト¹⁸で公開されている行政評価¹⁸を基にまとめる。

2021 年度実施分	
①事業名	要支援児童健全育成事業費補助金(要支援児童放課後応援事業費補助金 ～H28)
②施策名	子どもを守り育てる支援の充実
③事業の目的	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得
④事業内容	対象者：養育放棄の状況にある要支援児童（小・中学生）とその保護者 取組：基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助
⑤事業の進捗	計画通り
⑥年度概算事業費	26,000（千円）
⑦開始年度	平成 29 年度
⑧昨年度の成果・課題と今後の取組方針	1. 【昨年度の評価（成果や課題：2 施設での安定した事業運営）】 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校休業中も事業を実施するなど、学校や施設と連携しながら安定した事業を運営することができた。 ・子どもの社会性をのばすために、施設ごとの特色を生かした、体験活動等を充実させることが必要である。 2. 【今後の方針：支援内容の充実】 ・居場所運営する事業者と意見交換を行いながら、市との連携強化を図るとともに、利用者に必要な支援を届けられるよう、支援内容の充実に取り組んでいく。
⑨見直し（予定）	—

2020 年度実施分	
①事業名	要支援児童健全育成事業費補助金(要支援児童放課後応援事業費補助金 ～H28)
②施策名	子どもを守り育てる支援の充実
③事業の目的	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得

¹⁸ 宇都宮市公式 HP 行政評価

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/johokokai/gyoseihyouka/index.html>

(2023 年 9 月)

④事業内容	対象者：養育放棄の状況にある要支援児童（小・中学生）とその保護者 取組：基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助
⑤事業の進捗	計画通り
⑥年度概算事業費	26,000（千円）
⑦開始年度	平成 29 年度
⑧昨年度の成果・課題と今後の取組方針	1. 【昨年度の評価（成果や課題：2 施設での安定した事業運営）】 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、学校休業中も事業を実施するなど、学校や施設と連携しながら安定した事業を運営することができた。 ・子どもの社会性をのばすために、施設ごとの特色を生かした、体験活動等を充実させることが必要である。 2. 【今後の方針：支援内容の充実】 ・令和 2 年度より、「遠足」や「野外活動」などの機会を充実させたところであり、今後とも引き続き、基本的な生活習慣の習得はもとより、子どもにとって貴重な「経験」の機会を充実させることに取り組んでいく。
⑨見直し予定	—

2019 年度実施分	
①事業名	要支援児童健全育成事業費補助金（要支援児童放課後応援事業費補助金 ～H28）
②施策名	子どもを守り育てる支援の充実
③事業の目的	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得
④事業内容	対象者：養育放棄の状況にあるよう支援事業（小・中学生）とその保護者 取組：基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助
⑤事業の進捗	計画通り
⑥年度概算事業費	15,888（千円）
⑦開始年度	平成 29 年度
⑧昨年度の成果・課題と今後の取組方針	1. 【昨年度の評価（成果や課題：2 施設での安定した事業運営）】 ・平成 30 年度 9 月から新規施設を開設し、2 カ所において事業を展開しており、令和元年度も、学校や施設と連携しながら、安定した事業を運営することができた。

	<p>・子どもの社会性をのばすために、施設ごとの特色を生かした、体験活動等を充実させることが必要である。</p> <p>2.【今後の方針：支援内容の充実】</p> <p>・施設に対する補助額を増額し、支援内容の充実を図り、「遠足」や「野外活動」、「高齢者との交流事業」など、子どもにとって貴重な「体験」の機会を充実させることに取り組む。</p>
⑨見直し（予定）	拡大

2018 年度実施分	
①事業名	要支援児童健全育成事業費補助金（要支援児童放課後応援事業費補助金 ～H28）
②施策名	子どもを守り育てる支援の充実
③事業の目的	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得
④事業内容	<p>対象者：養育放棄の状況にあるよう支援事業（小・中学生）とその保護者</p> <p>取組：基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行う運営団体に対して事業費の一部を補助</p>
⑤事業の進捗	計画通り
⑥年度概算事業費	12,578（千円）
⑦開始年度	平成 29 年度
⑧昨年度の成果・課題と今後の取組方針	<p>1.【対象児童の増加への対応】</p> <p>支援を必要とする児童の増加に適切に対応できるよう、新規施設の開設に取り組み、平成 30 年度から 2 カ所において事業を展開している。</p> <p>2.【確実な支援の提供】</p> <p>支援を必要とする家庭に確実に提供できるよう、引き続き、学校等と連携しながら対応していく。</p>
⑨見直し(予定)	—

全体的な構造や事業に流れについては、今回まとめた事業評価から見えてきた部分もあった。具体的には、2018（平成 30）年度から 2021（令和 3）年度にかけて年度概算事業費が 1342 万円増加したほか、遠足や自然体験などの体験活動の充実化などの変化を確認することができた。しかし、事業の数値的な評価などに関しては、個別の事業毎のデータは見つけることができなかった（「行政評価（カルテ）の結果」の方では、“子ども・若者の健全育成環境の充実”という観点から数値目標の達成度などが公表されている）。子どもの福祉は、生活状況の改善だけでなく、子ども自身の充足感などの心理的な要因も大いにかかわってくるため、数値的な評価が難しいという

面もあると考える。

第5章 要保護児童対策地域協議会について

要保護児童対策地域協議会¹⁹とは、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとの考え方に基づいて設置されるものである。児童福祉法の一部を改正する法律において、「地方公共団体は要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策協議会を置くことができる。」「地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。」「地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」とされている。栃木県における設置状況は、平成18年4月1日時点では33市町村中18市町村であったが、2023年12月現在は25市町村全てで設置済みである。

要保護児童対策地域協議会の意義としては、①要保護児童等を早期に発見することができる。②要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。③各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。④情報の共有化を通じて、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。⑤関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。⑥情報も共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。⑦関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わる事で、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。等のことが挙げられる。対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

要保護児童対策地域協議会の構成員は児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者」であり、具体的には以下の関係者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広いものを参加させることが可能である。

表2 要保護児童対策地域協議会の構成員として想定される関係者

【児童福祉関係】 市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局・児童相談所・福祉事務所（家庭児童相談

¹⁹ 厚生労働省 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 第1章 要保護児童対策地域協議会とは <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html> (2023年12月)

室)・保育所(子育て支援センター)・里親・児童館・民生児童委員協議会、主任児童委員、民生児童委員・社会福祉士・社会福祉協議会

【保健医療関係】

市町村保健センター・保健所・地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会・医療機関・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師・精神保健福祉士・カウンセラー(臨床心理士等)

【教育機関】

教育委員会・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校等の学

【警察・司法関係】

警察(警視庁および道府県警察本部・警察署)・弁護士会、弁護士

【人権擁護関係】

法務局、人権擁護委員

【配偶者からの暴力関係】

配偶者暴力相談センター等配偶者からの暴力に対応している機関

【その他】

NPO・ボランティア・民間団体

資料：厚生労働省 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 第2章 要保護児童対策地域協議会の設立

子どもたちが生活する場は、家庭、学校、子どもの居場所等、さまざまである。また、その場所や関わる人に応じて態度や振舞い方を変化させる。そのような状況において、さまざまな関係機関の担当者が一人の子どもについて情報の共有を行うことは非常に重要なことである。虐待やネグレクトを受けている子どもがその危機から逃れ、安心して生活できるようにするためには、当事者を取り巻く関係機関が相互に協力し合いながら継続的な支援をしていくことが欠かせない。その点において、要保護児童対策地域協議会を適切かつ効果的に運用していくことが重要であると考えられる。

第6章 認定 NPO 法人青少年を支える会 「月の家」での実践を通して

第1節 認定 NPO 法人青少年を支える会 子どもの居場所「月の家」について

前述の、要支援児童健全育成事業を実施する NPO 法人は2つあるが、そのうちのひとつである月の家を運営する認定 NPO 法人青少年の自立を支える会は、1997年に自立援助ホーム「星の家」、2010年に社会的養護の当事者サロン「だいじ家(け)」、2014年にファミリーホーム「はなの家」、育ち育ての相談室・子どもの居場所「月の家」、令和2年に星の家 OB/OG の子育てを支援する「ママと赤ちゃん家(ち)」とさまざまな事業を行っており、その対象を広げてきた。

ここでは、子どもの居場所「月の家」²⁰について概要を説明する。月の家は、宇都宮市の委託事業である要支援児童健全育成事業として、養育環境がきちんと機能していない家庭環境にある小学生及び中学生に対して放課後の勉強や遊び、食事、入浴等の生活援助を行う場である。子どもたちの放課後の時間になると、職員が車で子どもたちを学校や自宅に迎えに行き、月の家で学習・遊び・食事・入浴などをし、自宅に送り届けるところまでを行う。子どもたちが月の家を利用する時間は放課後から午後7時過ぎくらいまでである。利用している子どものなかには、母子世帯や父子世帯、生活保護受給世帯の子どもが多くおり、子どもの状態も障害や被虐待、親からのネグレクト、不登校など様々である。子どもたちそれぞれが問題を抱え、どの家庭も社会的養護を必要とする子どもたちばかりである。子どもたちと直接関わっている大人は、常勤の職員、非常勤の職員、大学生のアルバイト、ボランティアなどである。

第2節 筆者が現場での経験を通じて感じたこと

(1) 子どもの居場所「月の家」の意義

以下からは、筆者が子どもの居場所「月の家」において、ボランティアとアルバイトとして今まで約2年間にわたって子どもたちや職員と直接関わった経験から感じた本事業の意義や今後の課題であると感じたことについて述べていく。

子どもの居場所「月の家」の意義は大きく分けて3点あると考える。一つ目は、大人に構ってもらえる場になっているという点である。家庭において、家族からの愛情を十分に受けて過ごすことができなかつたり、家族が仕事などで忙しくしているために家で一緒に過ごす時間が極端に少なかつたりしているという状況を経験した子どもたちが、自分は誰かに見守られていて、どんなことをしたとしても自分のことを気にかけてくれる大人がいるということを感じることが出来る場があるということに意味があると考えられる。月の家の子どもたちは、同年代の子どもたち同士で遊ぶというよりも、誰か自分のことを見ていてくれる大人に構ってもらいたいという思いや、話を聞

²⁰ 認定 NPO 法人 青少年の自立を支える会 HP <https://www.jiritsu.org/shisetsu/>
(2022年9月)

いてもらいたいという思いが強いように感じることもある。現在、月の家には、学生から年配の方までさまざまな年代の大人が職員、アルバイト、ボランティア、調理ボランティア等として出入りしている。大人が自分のことを考えてくれているということを実感し、楽しかったと思えたり良かったと思えたりする経験を積み重ねていくことによって、子どもたちが少しずつ自分に自信をつけていくことができるようになるのではないかと考える。

二つ目は、自分の将来のロールモデルとなり得る存在を身近に感じることができるという点である。複雑な家庭環境の中で育ち、日々の学習の習慣があまりない子どもたちは、勉強をすることの意味が分からなくなってしまうことがある。勉強に対するモチベーションが低くなった結果、勉強に対する意欲が薄れ、学校の勉強についていけなくなるという事態も生じ得る。月の家で子どもたちと関わる大人、とくに大学生のアルバイトやボランティアは、子どもたちにとって完全に子どもでも、また完全に大人でもない立場で子どもたちと関わるができる。地域の身近なお兄さんお姉さんとして関わっていくなかで、子どもたちが自分の近い将来の姿を想像できるようになれば、自分の将来について考えるきっかけにもつながると考える。

三点目は、家庭で学ぶことが難しい生活のルールや社会的なマナーを緩やかに学ぶことができるという点である。家庭で大人と過ごす時間が少なく、子どもたちだけで過ごす時間が多い子どもたちにとっては、生活のルールや社会的なマナーを日常生活のなかで学んでいくということは難しい面もある。生活のルールや社会的なマナーというものは、誰かが改めて直接的に教えてくれるものではなく、それぞれの家庭で自然に身に付けられていることが求められている部分であると考え。家庭でのそれが期待できない子どもたちにとっては、月の家において遊びや食事、入浴などを行っていくなかで、脱いだ靴はそろえること、食べた後の食器は自分で片づけること、お風呂に入った後は脱衣所でしっかり体を拭いてから出てくることなど、生活する上で基本的な部分を大人から学ぶことができるというのは大きな意味を持つのではないだろうか。

(2) 子どもの居場所「月の家」の課題

続いて、筆者が月の家で活動していく中で感じた課題について述べる。月の家の子どもたちは、毎週月曜日から金曜日まで月の家を利用しているわけではなく、平均して月曜日から金曜日の平日のうち2日程度の利用となっている。また、月の家で子どもたちのサポートを行う大人のうち、多くを占めているのは学生のアルバイトやボランティアである。その点に関して問題だと感じているのが、大人が来られる日と子どもたちが利用する日がバラバラになってしまっって信頼関係を築くことが難しくなっているという点である。子どもたちにとっては、同じ大人が継続して自分と関わってくることが自分に自信をつけることにつながる。しかし、現状では学生側の都合によって大人の人数が日によって偏ってしまったり、一度会った子どもたちと次に合うのが数週間後になってしまったりしている。また、大学生の夏休み期間や春休み期間には、学生のボランティアやアルバイトの参加が減ってしまうという事態が続いているという。このような状況においては、子どもたちが学生と一時的に充実した時

間を過ごすことはできても、相談事ができるような信頼関係を築いていくことは難しいのではないかと考える。学生と子どもたちとの関係性の構築が進まなければ、子どもたちは常勤のスタッフばかりを求めるようになり、結果的にその人たちの負担が増えてしまうのではないか。

課題の二つ目として、学習支援としての効果があまり高くないという部分があると感じる。現状では、月の家では小学1年生から中学3年生までの子どもが同じ部屋で勉強をしている。さまざまな個性を持つ年の離れた子どもたちが一部屋で学習するという状況は望ましいとは言えないのではないか。また、勉強の内容は宿題を終わらせるにとどまり、根本的な理解の支援には達していないと感じる。要支援児童健全育成事業の第一の目的は、養育放棄等の状況にある要支援児童に対して、健全な家庭の養育を経験・学習する機会を創出し、基本的な生活習慣等の習得を支援するということであり、学習支援への比重は高くないものの、現状の月の家における学習支援のやり方にはそこまで意味がないのではないかと考える。自立支援の場で理想とされる学習支援は、難しい内容の習得を支援することではなく、成功体験の積み重ねを支援することなのではないか。

第3節 月の家職員へのインタビューを通して

(1) 月の家職員へのインタビュー調査の結果

月の家の職員にインタビュー調査を行い、この要支援児童健全育成事業に実際に取り組んでいる方が考える本事業の意義と課題等についてお話を伺った。インタビューの概要は以下の通りである。

日時：2022年11月29日

場所：月の家（栃木県宇都宮市）

対象者：A氏（月の家職員）

【質問事項】

質問1. Aさんが月の家で働こうと思った理由

回答

- ・以前は映画の広告関係の仕事をしていたが、新型コロナウイルスの影響で仕事がなくなった。父親が月の家で10年くらいボランティアをしていた関係でAさんも始めることに。元々社会派の映画が好きだったこともあり、社会勉強としても良い経験となるのではと思って始めた。

質問2. どんなときにやりがいや取り組みの成果を感じるか

回答

- ・子どもたちから初めて名前でもらったとき、子どもの素直な言葉で褒められたときはうれしかった。
- ・あとは、高校受験に合格したという報告を受けたり、学校に通えていなかった子どもが月の家で元気を蓄えて学校に通えるようになったりしたときには嬉しさを

感じる。

- ・目に見える成果というものはあまりない。

質問 3. 月の家を運営するうえで一番大切にしていること、Aさんが考える月の家の存在意義にはどのようなものがあるか

回答

- ・自分が子どものときにやってもらって嬉しかったことを子どもたちにも経験させてあげたいと思っている。例えば、お見送りのときに外に出て見えなくなるまで手を振ってあげるとか、帰ってきたときに顔を見ておかえりと言うとか、小さいことの積み重ね。自分は専門的なことは勉強してきていないから、自分にもできる掃除はとくに力を入れている。キレイな状態を保つことができるように頑張っている。
- ・ちいさなことで褒められるという経験を積み重ねることで、学校でも頑張れるようになると思う。
- ・企業の奉仕活動として、イベントの手伝いや月の家の掃除等をしに来てくれる人もいる。

企業側は CSR（企業の社会的責任）を果たすことができるし、自分たちは大人の手が増えると助かるから WINWIN の関係。こうやってこの活動が知られていったり、地域や社会とのつながりが生まれていったりするのはいいことだと思う。こういうことから地域との“縁”が出来ていっていると感じる。

質問 4. 運営資金の調達方法

回答

- ・宇都宮市からの委託金が年間 1300 万円。これは支える会の職員約 10 人の人件費、家賃、星の家の食費等でほとんど使い果たしている。
- ・NPO 法人支える会への寄付金が年間 700~800 万円ほどあって、月の家の費用（プレゼント代、おやつ代、お食事ボランティアさんへの交通費、アルバイトの給料等）をそこから拝借することもある。今は基本赤字でやっている。

質問 5. 子どもたちが月の家を利用するようになるきっかけについて

回答

- ・近隣の住民などから虐待やネグレクトの疑いがあるということで市役所や児童相談所に連絡がいく。そこで一時保護が必要な状況ではないが支援が必要だと判断された子どもについて、その後、宇都宮市の要支援児童健全育成事業を担っている「月の家」と「あっとほーむきよはら」のうちのどちらかに、市役所や児相から連絡が来て、体験から始めることが多い。ここ最近の 2 年間では新たに 7 名増えて、4 名が卒業した。
- ・卒業は中学卒業のタイミングが多い（月の家は小・中学生が対象だから）。卒業と言っても完全に関係が断ち切れてしまう訳ではなくて、OB/OG 扱いとなって、個別に連絡をとりながらたまに月の家を利用する子もいる。状況が改善したから月の家を卒業するというケースもあっていいのかもしれないけど、関係機関がゼロになるの

を防ぐためにちょっとでも関わりを継続させている。

質問 6. 月の家を運営するうえでの課題はあるか

回答

【資金面】

- ・とにかくお金がない。寄付金をもっと集めたい。
- ・子どもたちの活動の幅を広げたり、もっといろいろな経験をさせてあげたりしたい。
- ・そのためにはやっぱりお金が必要。寄付金を募るやり方も考えていかないとけない。今は昔からのつながりでの寄付が多い。支える会の代表の星さんは顔が広いから、その知り合いとか。また、寄付者は年配の方がほとんど。

【目標・目的の共有】

- ・ここで関わってくれる大人は、それぞれ自分の信念や思いがあって子どもたちと関わっている。例えば、食事のマナーひとつに関しても、その人によってこうなさい、ああしてはいけないとか教えることがそれぞれ違う。
- ・細かなマナーを教えることももちろん大切だけれど、子どもの行動という表面的なものだけを見て判断するのではなくて、その後ろにある思いを考えるべきだと思う。子どもたちに将来どうなって欲しいかという目標とか目的の部分、子どもたちに関わる大人たちの間でしっかりと擦り合わせて、共通認識として持っているというような状況を作りたい。

【イベント】

- ・季節のイベントを増やしたい（七夕、ハロウィン、クリスマス等）
- ・キャンプとか屋外での体験系の活動をもっと取り入れたい。
- ・コロナ禍での制限はあるが、それをあまり言い訳にしたいくはない。

質問 7. 学習支援を行う際の難しさや困難さについて

回答

- ・学習支援は、受験生とか、勉強したい子に対してできればいいのかなと思っている。
- ・初めの頃は宿題をちゃんとやること、お風呂に入ること、座ってご飯を食べることの3つの約束を決めていたが、子どもたちが「学校で宿題を終わらせてきた」と嘘をついて勉強を免れようとするのがあり、考えが変わった。
- ・学校の勉強についていけない子どもが学校で5~6時間座って授業を受けてきたあとに、本来安心できる場所であるはずの月の家でも勉強をイヤイヤやるのは違うなと思い、今は最低15分でも宿題をやろうという風に声掛けをしている。学校に通えていない子どもには、レベルに応じたワーク等で対応している。
- ・そもそも学習支援を始めた理由は、学力を向上させたいというより、受験勉強とか勉強を頑張りたいけど事情があって環境が整わない子どもに、月の家という環境で勉強を頑張ることができたという経験をしてほしいというものだった。
- ・普段接している大人が勉強を教えるとなると、子どもたちは間違っているところを

見られたくなくて誤魔化したりふざけてしまったりすることがあるから、受験勉強等の力を入れて勉強するときは人を変えるようにしている。そうすると2時間通して集中できていたりする。

- ・学習の状況について、学校の先生とは、迎えに行ったときや先生が忙しい時は電話で子どもの様子をお話している。たまに行っているケース会議では、市の担当者、児童相談所の担当者、月の家の職員、放課後デイサービスを利用していればそのスタッフ等のあいだで情報共有をしている。

質問 8. 月の家を利用する子どもたちの特徴

回答

【子どもの特徴】

- ・一時保護歴がある
- ・きょうだい施設にいる
- ・きょうだいが多い
- ・小柄、痩せている。あるいは肥満の状態にある。
- ・お風呂に入らない、入りたがらない
- ・子どもらしくない（常に大人の顔色を伺う、気を遣いすぎている）
- ・月の家の鉛筆やお菓子などを勝手に持ち帰ってしまう
- ・身体を触りたがる。触らせたがる。
- ・偏食、濃い味が好き

【保護者の特徴】

- ・子ども時代に虐待を受けていた
- ・頼るところがない（実家との関係が悪い、地域で孤立）
- ・お風呂に入っていない
- ・お金がなく生活が苦しい
- ・身体の不調を謳っている
- ・未婚、離婚、再婚等、家族形態が複雑

質問 9. 様々な理由からこのような場所を利用できない子どもたちに対するアプローチは行っているか

回答

- ・正直、現状はここにいる子でいっぱいいっぱい。
- ・地域でそういった状況に居る子どもを見つける機会があるとすれば、「ともだち屋」がある（月の家の近くのアパートの一室を利用してる駄菓子屋。フードバンクうつのみやからのお菓子などを格安で販売・譲渡している）。月の家の子も以外の子ども利用するから、そういうところをつながりをつくって気付いてあげられる環境をつくることできれば良い。
- ・あとは、こうした支援を困難人全員にな状況にある人全員に行き渡らせるようにするためには、近所の人の通報等で問題が表面に出てくるということが必要だけれど、

通報すると告げ口をしたみたいになってしまって反感を買うかもしれないのでハードルが高くてなかなか難しい。

質問 10. 月の家を利用する子どもたちの家族に対する支援はどのように行っているのか

回答

- ・親と子どもの喧嘩の仲裁や、親に余裕がないときは直接連絡を貰って利用日ではない日でも預かるなど、できることをしている。あとはたまに月の家のおかずをパックにつめて持たせたり、余った白米をおにぎりにして持たせたりもしている。
- ・保護者との関わりは度合いは人によってさまざま。支援を受け入れる気持ちでいる保護者もいれば、受け入れられない保護者もいる。

質問 11. 組織として活動を継続していく上で、難しいことは何か

回答

- ・新しく入ってくるのはほとんど未経験のスタッフ。保育士や児童相談所の職員等の経験のあるスタッフは高齢で、次世代の担い手の確保が課題。
- ・月の家を続けようというよりは、なくしてはいけないという気持ちの方が大きい。

質問 12. 宇都宮市との連携の現状について

回答

- ・最初はモデル事業で宇都宮市による審査のようなものを経て委託事業になった。要支援児童健全育成事業として正式に委託事業になったのは今年（2022 年度）から。
- ・宇都宮市や児童相談所との実際の関わりとしては、近隣住民などから虐待やネグレクトの疑いがあるということで通報があった子どものうち、一時保護まではいかないが支援が必要な子どもを引き渡してもらっている。始めは見学や体験から始めている。ここ 2 年間では 7 名がこのような流れで新しく利用を始めた。
- ・宇都宮市の方からなにか活動について意見されたことはない。市の意向を汲むということも自分が関わっている限りではなかったと思う。
- ・要支援児童健全育成事業を行うもうひとつの団体である「あっとほーむきよはら」とは会議等の場面で情報共有したり、たまに顔を出して遊びに行ったりしている。

質問 13. 学生のアルバイトやボランティアに求めることやこれから期待すること

回答

- ・学生アルバイトには、子どもたちとたくさん体を動かして遊んでともだちになってほしい。いつでも月の家に居る大人ではないからこそ、親とか常駐の職員には言えないような一言をポロっと言ってくれることもあると思う。
- ・お食事ボランティアさんには、求めることとかこちら側が工夫しなくてはいけないことだけれど、「私たちはただご飯を作りに来ているわけじゃない」と言われたことがあったので、子どもたちと関わることができる仕掛けとか声掛けとかを意識

していきたいと思っている。

(お食事ボランティアとは、夕食の準備や片付けを担ってくれる方のこと)

質問 14. 今後、月の家として取り組みたいことや改善していきたいことはあるか
回答

- ・子どもが増えてきたから土曜日も月の家を開けたい。
- ・ただでさえ家庭での経験が乏しい子が多い中で、学校の行事がコロナで中止になったりしているので、せめて月の家ではいろんな企画とかイベントとかで楽しんでほしい。(実際はやっぱりコロナで実現できないものもあるが)
- ・家に送っていったときに、家の前で立ち止まって「帰りたくない」と漏らすことがある。そういうときに、一泊でも二泊でも、月の家でショートステイのようなことをやって安心して眠れる場所を提供したい。
- ・コロナ前は曜日関係なく利用者が集う機会があったが最近は何もきりないので、そろそろ復活させたい。保護者も参加の意思があれば参加してもらって、つながりを感じてもらいたい。

(2) 子どもの居場所「月の家」の意義—インタビュー結果を踏まえて—

ここまで述べてきたインタビューの結果を考察し、「月の家」における要支援児童健全育成事業の現状と課題についてまとめていく。

まず、月の家での取り組みの意義について、大人に認められたり褒められたりする経験を積ませてあげられているということが大きいとのことだった。たしかに、月の家で子ども支援に携わる大人は、子どもが普通では考えられないことや一見おかしいことに思えるようなことを言ったとしても、すぐに否定するのではなく、子どもの話をよく聞いてあげるということを大切にしていると感じることがよくある。職員がこのような姿勢で子どもに接しているからこそ、子どもが月の家では子どもらしく過ごすことができているのではないかと考えた。また、継続して学校に通うことが難しい状況にある子どもにとっては、月の家が唯一の家族以外の人と関わる場所となっているというケースもある。また、学校に通う事ができている子どもたちの中には、教師などの学校で関わる大人に対する不信感を持っている子どもが少なからずいると感じている。子どもの自尊心や自己肯定感を高めるためには学校でどのように接されているかという部分も関わってくるだろう。その点において、学校に通っている子どもが平日の多くの時間を過ごす学校での対応も重要になってきているのではないかと感じた。

(3) 子どもの居場所「月の家」の課題—インタビュー調査を通して—

続いて、月の家を運営していくなかで課題だと感じていること 2 点についてまとめていく。このインタビューを実施してみて一番大きな課題であると感じたのは、やはり資金面での問題であった。現在の活動資金は宇都宮市からの委託金が年間 1300 万円と、認定 NPO 法人青少年の自立を支える会への寄付金が年間 700 万円～800 万円の合計約 2000～2100 万円程であるという。しかし、宇都宮市からの委託金である

1300万円は支える会の職員約10名の人件費や、事務所や星の家の家賃、星の家での食費等でなくなってしまうとのことだった。月の家では、ときどき子どもたち数名を連れてレジャー施設や映画館に行ったり、飲食店で外食をしたりすることがある。しかし、費用が多くかかることから、誘う子どもの人数を制限したり、子どもが望む体験活動ができなかったりする場合もある。家庭での養育環境が整っておらず、社会的経験に乏しい子どもたちにとってはこのような機会は外での食事のマナーや学校と家庭以外の社会のルールを学ぶ貴重な機会である。十分な資金が確保できなければ、子どもにとって必要な経験を積ませることが難しい面もあるため、改めて資金の確保が重要であると感じた。また、年間700~800万円程あるという寄付金に関しては、寄付者のほとんどが高齢の方であるとのことだった。月の家のような、子どもの成長を支えるための場所で活動していると、関わってくれる大人のほとんどが高齢の方であるということに気付かされる。その要因としては、仕事を引退した高齢の方たちは若い世代に比べて、時間的にも金銭的にも余裕があるからではないかと考えられる。今後、事業を継続していくために必要不可欠である継続的な寄付や支援を確保するためには、もっと若い世代に対して、この取り組みの必要性や社会への貢献性について理解してもらうように働きかけることが重要なのではないかと考える。

次に、今回のインタビューや今までアルバイトとして関与してきた経験を踏まえて課題であると感じているのは、職員の人材不足である。職員は普段の子どもとの関わりのみならず、親をはじめとする養育者のサポート、退所者の相談対応など勤務時間内外を問わず業務に追われている。また、学習支援という面から見ても人材不足の影響を感じることもある。困難な状況にある子どもたちのなかには、勉強に対する諦めを感じている子どもが多く居る。家庭環境や不登校などが原因でこれまでの学習習慣の積み重ねがないために、勉強に対して苦手意識を強く感じ、少しでも分からない問題に直面すると「私は頭悪いから」と口にして切り上げようとする姿が見られる。そのような状況にある子どもに対して、集団授業を基本とする学校では、宿題のプリントにヒントを書き加えるなどのサポートをしてくれているが、学習支援の場面ではより密接に関わりながらの対応が求められていると考える。余裕のある事業運営や子どもとの関わりを継続していくためには、大学卒業などで事業を離れる可能性の高い大学生アルバイトを確保することの他に、長期間関わり続けることができる職員をある程度の人数は配置することが理想的であると考える。

担い手の確保に係る施策として、宇都宮市は、家庭や学校以外で児童生徒が安心して過ごせる「子どもの居場所」の設置拡大に向け、開設や運営方法をまとめた「宮っ子の居場所 START BOOK」を作成した。この冊子では、現在宇都宮市が行っている子ども支援関連施設の概要についてレベル1からレベル3に分類し紹介したうえで、レベル1に分類される「子どもの居場所」の開設方法や取り組みの事例を詳しく解説している。ちなみに、本稿で主に取り上げている月の家はレベル3の要支援児童健全育成事業に分類されている。また、「親と子どもの居場所」と「子どもの居場所」の総称として「宮っ子の居場所」も紹介されている。

(4) 課題解決に向けた提案

前章で取り上げた課題である資金面・人材面での問題をクリアし、事業を継続していくことができるようにするためには、やはり若い世代からの支援を得られるような仕組みづくりを行うことが必要であると考えます。

まず、今の若い世代に子どもの貧困、体験の貧困、関係性の貧困に対する関心を高めてもらえるようにするために、大学などの教育機関において、この問題に取り組んでいる人をゲストスピーカーとして招き、その実情を話してもらおうというのが効果的なのではないかと考える。実際にその問題に取り組んでいる方のお話を直接聞くことができれば、子どもたちを取り巻くさまざまな問題に関して、より身近に感じてもらうことができるのではないだろうか。また、とくにその大学が所在する地域の近辺で活動する人をゲストスピーカーとして招くことができれば、学生はよりその問題を身近に感じることができるし、その講演をきっかけに団体とつながることができ、結果的にボランティアやアルバイト等として関わる人材になっていく可能性もある。

現在、月の家を運営する認定 NPO 法人青少年の自立を支える会は、「星の家まつり」や「チャリティーコンサート」などの収益事業を通して資金を確保するとともに、この取り組みを支援する人の輪を大きくしていこうとしている。このようなイベントの開催は、既に子どもの貧困などの社会課題に関心を持っている人以外にも、この団体の取り組みや社会的意義を知ってもらえる良い機会である。そのため、一般の人が興味を持つようなイベントを開催し、その参加者人たちに呼びかける機会を多く設けていくべきであると考えます。

次に、若い世代の寄付に対するハードルを下げるために、2023 年 12 月時点において、団体への寄付の方法として利用されているクレジットカード決済と銀行振り込みの他に、共通ポイントを利用して小額から寄付することができるサービスを活用することや、電子マネーを利用してスマートフォンひとつで寄付できるようにする仕組みを整えたりする必要があると考えた。また、寄付をしてもらえるようにするためには団体の信頼度を明確にしておくことが重要だろう。そのため、ホームページ上に団体がこれまで行ってきた活動の内容や成果を分かりやすく記載するほか、寄付金の使い道を可能な限り細かく開示することも必要なのではないだろうか。

おわりに 今後の要支援児童と家庭への対応について考えたこと

本稿では、格差社会における子どもの貧困について、学習格差、体験の貧困等の観点から現状をまとめた。厚生労働省が管轄する子どもの生活・学習支援事業に関連する取り組みとして、宇都宮市が行う子どもと親の居場所事業をはじめ、主に要支援児童健全育成事業に焦点を当てた。要支援児童健全育成事業に関しては、委託先である認定 NPO 法人青少年の自立を支える会において自身がボランティアやアルバイトとして関わった経験から感じたことや、団体職員へのインタビューを通して明らかになったことなどをもとに考察を加えた。

貧困の連鎖を断ち切るということが、これらの事業の目的のひとつとしてある。経済的に貧困している家庭の子どもはそうでない家庭の子どもよりも学習や進学に対する意識が低く、学校での成績や授業の理解度が低い。そのことが原因のひとつとなって、学校生活に充実感を得られず不登校となってしまう場合がある。また、経済的に困窮した生活を送るなかで、学校に継続して通う気力を養うことができないというケースもある。これまでの内容を踏まえて、経済的な貧困に陥る前段階として、関係性の貧困に陥ってしまっているというケースが多いと感じている。関係性の貧困とは、生活習慣が乱れている、周りに相談できる人がいない、ちょっとしたことを相談できる人がいないなど、教育・経験・人とのつながりに恵まれていない状態のことをいう。このように、周りに頼る人がいないと孤立してしまうことが多い。貧困が連鎖する原因を考えると、経済的貧困よりも関係性の貧困の方が多いように思う。つまり、関係性の貧困を解消することができないと、孤立を生んでしまい、結果的に経済的貧困が連鎖してしまうのではないかと。そう考えると、行政が行うべきこととして、各家庭に対する金銭的な支援はもちろんのこと、人間関係が希薄化してきている現代においては関係性の貧困をどう防ぐかということに焦点を当てた事業が必要になってきていると今回改めて感じた。

また、様々な理由で養育する能力が低い状態にある親の子育てをサポートすることも重要である。例えば、発達障害や学習障害を抱えていたり、さまざまな理由で不登校になってしまった子どもが居たり、あるいは経済的な問題に直面したりした場合に、子を養育する能力のある親であれば何かしらの方法を探したり、適切な支援機関にアドバイスを求めたりするという行動をとることができる。しかし、精神的・身体的な疾患を抱えていたり、親自身が適切な養育を受けていなかったりしたせいで養育する能力が低い親はそのような場合に対処することが難しいことが多いと考える。このような場合に、少ない労力で必要な支援につながるることができる仕組みが必要であると感じた。

参考文献

- ¹ 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況」（2023年10月） <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>
- ² OECD Family Database, CO2.2 Child poverty
（2023年12月）
https://www.oecd.org/els/soc/CO_2_2_Child_Poverty.pdf
- ³ 宇都宮市公式 HP「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン 概要版」
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/shien/1004068.html> （2023年12月）
- ⁴ 自立生活サポートセンターこんぱす『生活困窮世帯の子どもの学習支援および養育・生活支援事業』（2015年3月）
- ⁵ 平成28年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント | 平成28年9月文部科学省国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/16highlights.pdf>
（2023年12月）
- ⁶ 文部科学省 令和3年度報道発表「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告～21世紀出生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について～」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00738.html （2023年12月）
- ⁷ 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
（2023年12月）
- ⁸ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 「子どもの「体験格差」実態調査中間報告書～全国の小学生保護者2,097人へのアンケート調査（速報値）～」
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
（2022年12月）
- ⁹ 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 私たちの活動内容・実績
https://www.niye.go.jp/about/report_list/81985148060f4dcfe5b8e820210719110134.html
（2022年9月）
- ¹⁰ 株式会社日本能率協会総合研究所「厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援企業費等補助金社会福祉推進事業 子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する調査研究事業報告書」
https://www.jmar.co.jp/asset/pdf/job/public/llgr1_18_report.pdf （2022年9月）
- ¹¹ 厚生労働省 「生活困窮者自立支援制度等の推進について ①生活困窮者自立支援法について 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000340726.pdf> （2022年9月）
- ¹² 宇都宮市公式 HP 親と子どもの居場所づくり事業
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/shien/1025262.html> （2022年9月）
- ¹³ 宇都宮市公式 HP 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/1012031/1006551.html>
（2022年9月）
- ¹⁴ 有限会社 翼 学童保育 つばさ学舎 <https://www.283kids.com/kaede/>
（2022年9月）
- ¹⁵ 社会福祉法人 聖会 バンビーニとよさと <https://www.bambinitoyosato.com/>
（2022年9月）
- ¹⁶ 栃の子福祉会 瑞野穂学童クラブ <http://tochinoko.com/gakudou/>
（2022年9月）
- ¹⁷ 社会福祉法人 なかよし会 こぼと保育園 <https://kobatohoikuenn.jp/>
（2022年9月）
- ¹⁸ 宇都宮市公式 HP 行政評価
<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/johokokai/gyoseihyouka/index.html>
（2023年9月）
- ¹⁹ 厚生労働省 第1章 要保護児童対策地域協議会とは
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html> （2023年12月）
- ²⁰ 認定NPO法人 青少年の自立を支える会 HP <https://www.jiritsu.org/shisetsu/>
（2022年9月）

あとがき

本論文を通して、改めてさまざまな困難を抱える子どもが置かれている状況と、それがその後の人生や精神に及ぼす影響などについて深く考えることとなりました。大学生活の4年間を通して、月の家でのアルバイトや子ども食堂への訪問、体験の貧困状態にある子ども向けのイベント企画等、子どもたちと関わるさまざまな経験をしてきました。それらの活動を通して、困難を抱える子どもへの対応に興味を持ち、本稿を執筆し始めたところでした。しかし、調査分析を通して子ども時代の経験がその後の人生に及ぼす影響について考えていくうちに、困難な状況から抜け出すための支援や、そもそも困難な状況に陥らないための支援の重要性を強く感じました。

本論文を執筆するにあたり、多くの方々にご協力いただきました。インタビュー調査を快く引き受けてくださった月の家職員の方をはじめ、日々子どもたちの育ちに関して意見交換をしてくださっている月の家に関わる皆さまに心から感謝いたします。誠にありがとうございました。

そして、丁寧なご指導ご助言や、子どもの貧困や居場所づくりに関連した新聞記事の提供をしてくださいました指導教員の中村祐司先生には、心より感謝いたしますと共に、厚く御礼申し上げます。最後に、所属する行政学研究室の皆さまに関しましても、意見交換や重要な指摘を賜りましたこと、本当に感謝しております。ありがとうございました。

簡単ではございますが、この書面をもって感謝の意を表します。